第四十条の三第一項に次のただし書を加える。
ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。
第四十条の三第一項各号中「ドラムかん」を「ドラム缶」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2　四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）を前条第二項に規定する厚生労働省令で定める容器により運搬する場合には、容器ごとにその内容が四アルキル鉛を含有する製剤であつて自動車燃料用アンチノック剤である旨の表示がなされていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものでなければ、運搬してはならない。
第四十条の四第一項に次のただし書を加える。
ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。
第四十条の四第一項第一号中「ドラムかん」を「ドラム缶」に、「しかれて」を「敷かれて」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「ドラムかん」を「ドラム缶」に改め、同項第五号中「ドラムかん」を「ドラム缶」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第三号中「こえない」を「超えない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2　四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）を第四十条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める容器により運搬する場合には、その積載の態様は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。
一　容器は、その開口部が上位になるように置かれていること。
二　容器が積み重ねられていないこと。
三　容器が落下し、転倒し、又は破損することのないように積載されていること。
四　積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、容器が当該積載装置の長さ又は幅を超えないように積載されていること。
五　四アルキル鉛を含有する製剤及び四アルキル鉛を含有する製剤の空容器以外の物と混載されていないこと。
第四十条の八第一項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

附　則

1　この政令は、平成二十三年二月一日から施行する。
2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直**人

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月十五日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百四十二号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四号の五を第四号の六とし、第四号の四の次に次の一号を加える。
四の五　三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシルアミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第十八号の三を第十八号の四とし、第十八号の二の次に次の一号を加える。
十八の三　オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(156)を(163)とし、(128)から(155)までを(135)から(162)までとし、(127)を(133)とし、その次に次のように加える。
(134)　四―［トランス―四―［二―（トランス―四―プロピルシクロヘキシル）エチル］シクロヘキシル］ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(126)を(132)とし、(113)から(125)までを(119)から(131)までとし、(112)を(117)とし、その次に次のように加える。
(118)　四―［トランス―四―［二―（トランス―四―ブチルシクロヘキシル）エチル］シクロヘキシル］ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(111)を(116)とし、(74)から(110)までを(79)から(115)までとし、(73)を(77)とし、その次に次のように加える。
(78)　二―シアノ―N―メチル―二―［三―（二・四・六―トリオキソテトラヒドロピリミジン―五（二H）―イリデン）―二・三―ジヒドロ―一H―イソインドール―一―イリデン］アセトアミド（別名ピグメントイエロー一八五）及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(72)を(76)とし、(71)を(75)とし、(70)を(74)とし、(69)を(72)とし、その次に次のように加える。
(73)　四―シアノ―三―フルオロフェニル＝四―［（三E）―ペンタ―三―エン―一―イル］ベンゾアート及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(68)を(71)とし、(39)から(67)までを(42)から(70)までとし、(38)を(40)とし、その次に次のように加える。
(41)　N―［（RS）―シアノ（チオフェン―二―イル）メチル］―四―エチル―二―（エチルアミノ）―一・三―チアゾール―五―カルボキサミド（別名エタボキサム）及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(37)を(39)とし、(2)から(36)までを(4)から(38)までとし、(1)を(2)とし、その次に次のように加える。
(3)　アセトニトリル四〇％以下を含有する製剤

第二条第一項第三十二号に(1)として次のように加える。
(1)　四―［六―（アクリロイルオキシ）ヘキシルオキシ］―四―シアノビフェニル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第四十一号の二の次に次の一号を加える。
四十一の三　一・三―ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤

附　則

（施行期日）
1　この政令は、平成二十二年十二月三十一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第四号の五、第十八号の三及び第四十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十三年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。
3　前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十三年三月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直**人

スーダン住民投票監視国際平和協力隊の設置等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月十五日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百四十三号

スーダン住民投票監視国際平和協力隊の設置等に関する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項、第十六条第二項及び第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国際平和協力隊の設置）
第一条　国際平和協力本部に、スーダンにおける国際的な選挙監視活動のため、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）第三条第三号トに掲げる業務に係る国際平和協力業務及び法第四条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、平成二十三年三月三十一日までの間、スーダン住民投票監視国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。
2　国際平和協力本部長は、協力隊の隊員のうち一人を隊長として指名し、国際平和協力本部長の定めるところにより隊務を掌理させる。